

確認検査等の業務手数料一覧表(確認検査業務手数料規定 平成27年6月1日改定版抜粋)

一般財団法人 大阪建築防災センター 建築確認検査機構 2015. 06. 01

(単位:円、非課税)

<確認検査手数料>

床面積の合計	確認申請 ※1				計画変更				中間検査		完了検査				
	4号又は型式で特例適用	1～3号又は左記の構造計算付 ※2	適判機関調整手数料 ※4.5	ルート2審査加算手数料 ※5	4号又は型式で特例適用	1～3号又は左記の構造計算付 ※2	適判機関調整手数料 ※4.5	ルート2審査加算手数料 ※5	4号又は型式で特例適用	1～3号又は左記の構造計算付 ※2	中間検査対象		中間検査対象外		
											4号又は型式で特例適用	左記以外	4号又は型式で特例適用	左記以外	
30㎡以下	26,000	36,000	20,000	30,000	8,000	21,000	20,000	30,000	19,000	21,000	21,000	22,000	23,000	24,000	
30㎡超 50㎡以下					14,000										
50㎡超 100㎡以下					26,000	36,000									
100㎡超 200㎡以下	33,000	33,000	21,000	32,000	24,000		32,000	26,000	36,000						
200㎡超 500㎡以下	43,000	69,000	30,000	40,000	43,000	69,000	30,000	40,000	40,000		45,000		50,000		
500㎡超 1,000㎡以下	82,000				82,000				50,000		60,000		65,000		
1,000㎡超 2,000㎡以下	112,000				112,000				60,000		80,000		85,000		
2,000㎡超 3,000㎡以下	182,000				182,000				60,000		160,000		170,000		190,000
3,000㎡超 5,000㎡以下	242,000			242,000		60,000		160,000		170,000		190,000			
5,000㎡超 10,000㎡以下	322,000			322,000		別途協議		別途協議		250,000		270,000		300,000	
10,000㎡超 25,000㎡以下	422,000			422,000		別途協議		別途協議		250,000		270,000		300,000	
25,000㎡超 50,000㎡以下	522,000			522,000		別途協議		別途協議		250,000		270,000		300,000	
50,000㎡超	別途協議														

※1 用途変更又は大規模の修繕等は、変更に係る部分の床面積の1/2を申請対象面積とします。(他機関確認は全対象面積)

<建築設備等>

(単位:円、非課税)

区分	確認申請	計画変更	完了検査
昇降機① (1～3号建築物に併願の昇降機等)	21,000	11,000	30,000
昇降機② ・ホーム、小型昇降機(型式適合認定、型式部材等製造者認証) ・小荷物専用昇降機(フロアタイプ)	11,000 ※3	7,000	20,000
工作物	高さ5m以下	25,000	10,000
	高さ5m超10m以下	30,000	15,000
	高さ10超20m以下	50,000	25,000
	高さ20m超	100,000	50,000
浄化槽	—	8,000	13,000

○減額事項

- ・当機構確認の計画変更及びFD等の確認申請は2,000円を減額。
- ・建築検査と住宅瑕疵担保責任保険の同時検査は2,000円を減額。
- ・同一開発区域等(昇降機含む)で3件以上の同時検査は一件につき2,000円を減額。
- ・浄化槽の建築完了同時検査は8,000円を減額。
- ・4号建築物併願の昇降機等で、建築完了同時検査は8,000円を減額。
- ・防災評定を当財団で実施した確認申請手数料は約10%減額。(手数料規程 別表第2参照)

○増額事項

- ・複数棟で構造計算がある場合、棟数から1を控除した数に、1棟当たり30,000円加算。
- ・他機関の計画変更は当機構の確認料金と同額とします。
- ・避難安全検証法の審査物件は40,000円(延べ床面積2,000㎡以下)を加算。(その他は手数料規程 別表第7)

- ・豊能郡豊能町・能勢町の検査手数料は1件につき10,000円を加算。

○その他事項

- ※2 構造計算付とは基準法第20条第四号ロに該当する構造計算書、及び構造設計図書。
- ※3 4号建築物に併願の昇降機及び小荷物専用昇降機(テーブルタイプ)は確認申請不要
- ※4 適判機関調整手数料は構造計算適合性判定機関との調整に係る経費
- ※5 適判機関調整手数料及びルート2審査加算手数料は確認申請1件ごとの手数料